【参照条文】

〇通訳案内士法(昭和24年法律第210号)(抄)

(業務)

- **第二条** 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。)を行うことを業とする。
- **第三十一条** 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

〇道路運送法(昭和26年法律第183号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

- 2 (略)
- 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用 して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

 $4 \sim 8$ (略)

(種類)

- 第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。
 - 一一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)イ〜ハ (略)
 - 二 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅 客自動車運送事業)

(一般旅客自動車運送事業の許可)

- **第四条** 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2 (略)

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 特定旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

 $2 \sim 10$ (略)

(有償運送)

- **第七十八条** 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲 げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
 - 一 災害のため緊急を要するとき。
 - 二 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法 (平